

学校選択制の概要

1. 学校選択制とは

大阪市では、市立の小・中学校に入学する場合、通学区域により住所地で入学する学校(以下、「指定校」という)が決められています。

学校選択制は、**小・中学校に入学する際の1回のみ、指定校以外の学校を希望により選択できる制度**であり、各学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができます。

これは、子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校や教育活動により一層の興味や関心を持っていただく制度として導入しているものです。

ただし、これまでどおり、お住まいの通学区域(いわゆる地元)の学校には、必ず入学することができます。

2. 学校選択の対象者

令和4年度に東成区内の市立の小・中学校に入学予定の区内在住の方(転入者含む)で、2ページに記載している提出期限までに「学校選択制希望調査票」を提出できる方が対象になります。

3. 選択できる学校の範囲

東成区では、

小学校・・・**通学区域**もしくは**隣接する校区の市立小学校**から選択できます。

隣接する校区の市立小学校は8ページを、校区図は15ページをご覧ください。

中学校・・・**区内の市立中学校**から選択できます。

(小・中学校共に第2希望まで選択可能です。)

4. 通学区域の優先

各学校ともお住まいの通学区域(校区)に居住する児童・生徒の入学が優先されます。

5. 「学校選択制」制度説明会

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止の場合があります。区役所HPでご確認のうえお越しください。

対象者の方に、学校選択制の制度説明会を次のとおり開催いたします。

東成区役所の担当者より、学校選択制の制度内容や手続きについて説明します。

※事前申込は不要です。 ※本冊子を必ずご持参ください。

※希望者のみを対象としていますので、説明が不要な方はご出席いただく必要はありません。

※各小・中学校に関する説明会については、小学校は10ページを、中学校は12ページをご覧ください。

【日 時】《第1回》9月6日(月) 14:00～

《第2回》9月14日(火) 18:30～

※各回とも説明内容は同一です。希望される方はいずれかの回にご参加ください。

【場 所】東成区民センター 6階 601・602集会室